

千歳市共同住宅等における駐車施設の設置に関する 指導要綱の制定について

1. 要綱制定の背景と目的について

近年、市街地において世代交代による土地の売買や建物の建て替え、郊外における宅地開発の拡大などにより生活環境が大きく変化している中、中高層建築物以外の共同住宅等において、土地の狭隘化等による駐車施設不足の建築計画が散見され、路上駐車などの問題が懸念されています。

このような状況の中、これまで、建物の高さが10mを超える中高層の共同住宅等については、「千歳市中高層建築物の建築に関する指導要綱」により、必要な駐車施設の確保に努めるよう指導してきましたが、高さが10m以下の低層の共同住宅等においても、駐車施設の確保に関する指導が必要となってきました。

そこで、低層の共同住宅等の建築等に伴う、駐車施設の設置や道路交通障害などに関わるトラブルを未然に防止し、良好な道路交通の円滑化や居住環境の確保を図るため「千歳市共同住宅等における駐車施設の設置に関する指導要綱」を制定いたしました。

2. 要綱の主な内容について

【定義】（第2条関係）

- ・対象建築物：共同住宅等
- ・対象区域：市街化区域、都市計画法第34条第11号の区域（旭ヶ丘地区）
- ・対象戸数：8戸以上

【駐車施設の確保】（第4条関係）

- ・特別な理由がある場合を除き、戸数分の駐車施設の確保

【標識による事前周知】（第5条関係）

- ・確認申請の手続き7日前までに標識により計画の事前周知

【関係書類の提出】（第6条関係）

- ・確認申請の手続き前に計画等に関する資料を市に提出

【説明会等】（第7条関係）

- ・周辺住民の要請に基づく説明会等の開催と市への報告

3. 施行期日

この要綱は、平成30年1月4日から施行とします。